

「学校において予防すべき感染症」出席停止期間のお知らせ

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

学校保健安全法第19条により、「学校において予防すべき感染症」に罹患された場合は、本人の休養と他への感染・流行を防ぐ目的で出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることとなっております。医師により、他への感染の可能性がなくなったとの判断を受け、再登校させる際には、以下の「登校許可証明書」を御記入いただき、登校の際に担任へ御提出ください。

《学校感染症と出席停止基準》 令和5年5月8日から改正

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑 等）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

登校許可証明書

年 科 氏名

病名					
発症日	令和	年	月	日	
出席停止期間	令和	年	月	日から	月 日まで〈 日間〉
医療機関名					

感染のおそれがなく、学校活動ができる状態に回復したことを報告します。

保護者氏名

印